

政策体系	政策No.	2	政策名	くらし(みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり)	施策幹事課	環境衛生課			
	施策No.	1	施策名	人と自然が共生し快適で良好な生活環境の形成	施策幹事課長名	楠元 聡			
施策関係課名		地域政策課、市民活動推進課、林務水産課、下水道工務課							
1 基本計画期間(2018年度~2022年度)における施策の方針									
環境学習・環境保全活動を積極的に推進し、市民や事業者の環境保全意識の向上を図るとともに、市民や事業者等と協働して自然環境の保全や形成に取り組むことで、山、川、海など多彩で豊かな自然環境を次世代に引き継いでいきます。									
2 施策の成果把握									
① 成果指標 (意図の達成度を表す指標)			◎目標達成(100%以上) △目標を未達成(100%未満)					目標達成の方向性	
			単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度		2021年度
A	自然環境が保全されていると感じる市民の割合	%	成り行き値	71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	更なる増加を目指します
			目標値	74.0	76.0	78.0	79.0	80.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
B	生活環境が向上していると感じる市民の割合	%	成り行き値	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	更なる増加を目指します
			目標値	40.0	42.0	44.0	46.0	48.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
C	1~15年生(3歳級以下)の森林面積	ha	成り行き値	380.0	375.0	370.0	365.0	360.0	更なる増加を目指します
			目標値	405.0	425.0	445.0	465.0	485.0	
			実績値	986.9	924.7	850.3			
			達成率	244%	218%	191%			
			結果	◎	◎	◎			
D	環境基準達成率	%	成り行き値	74.1	74.1	74.1	74.1	74.1	更なる増加を目指します
			目標値	76.1	77.1	78.1	79.1	80.0	
			実績値	76.2	75.6	74.4			
			達成率	100%	98%	95%			
			結果	◎	△	△			
E	海域の環境基準(COD)達成地点数	地点	成り行き値	3	3	3	3	3	更なる増加を目指します
			目標値	3	3	3	3	4	
			実績値	3	3	2			
			達成率	100%	100%	67%			
			結果	◎	◎	△			
② 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				③ 2022年度の目標値設定の考え方					
A 自然環境が保全されていると感じている市民の割合 ※市民意識調査				A 市民意識調査(2008(平成20)年度)によると80.3%になっていたが、過去5年間の調査ではすべて80%を下回るとともに、2017(平成29)年度には71.4%にまで低下している。自然保護に関する各種取組を充実することで、2008(平成20)年度と同程度の80%の成果達成を目指す。					
B 生活環境が向上していると感じる市民の割合 ※市民意識調査				B 市民意識調査(2012(平成24)年度)によると38.1%となっていたが、2017(平成29)年度には26.8%にまで低下している。アダプト(里親)制度をはじめ、市民や市民団体等との協働による取組を更に充実することにより、2012(平成24)年度より10%の成果向上を目指し、48%を目標値とする。					
C 1~15年生(3歳級以下)の森林面積 ※始良・伊佐地域振興局からのデータ提供(8月頃)。				C 民有林においては、適正な森林管理を推進するため、伐採後の再造林を推進するとともに、森林所有者の負担軽減のため、再造林や下刈への支援を行い、市有林においては、市有林の資源の循環利用、再造林の低コスト化の促進を図るため、伐採、再造林の一貫作業に取り組むことで、485haを目標値とする。					
D 環境基準達成率 ※環境基本法第16条の規定に基づき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境省が告示している物質で県が継続して霧島市内で観測している9つの大気物質の調査項目(9項目)。そして、市で毎年度市内61箇所の河川で実施している水質観測のうち5つの物質に係る調査項目(61箇所×5項目=305項目)。この2分野の合計項目(9項目+305項目=314項目)のうち、基準を達成した項目が占める割合(%)で把握する。				D 河川水質のうち大腸菌は測定基準を変更したため、環境基準の達成が非常に困難となっている。大気のうち光化学オキシダントは中国大陸からの飛来物質の影響により、ここ数年環境基準を達成したことがない。これらのことから、水質は4/5項目を、大気は9/10項目の基準達成を目指し、80%(253項目/315項目)を目標値とする。					
E 海域の環境基準(COD)達成地点数 ※県・市が実施する測定調査の結果から、海域の水質汚濁の指標であるCODの基準達成状況を把握する。				E 錦江湾で測定している4地点で環境基準を達成することを目指す。					

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画より)

2012(平成24)年に、霧島山に加えて、神造島、若尊鼻などの錦江湾奥の海域も含めた「霧島錦江湾国立公園」が誕生し、自然環境に対する関心が高まっている一方で、市街地開発や排水による河川・海の汚濁などの進行により、自然環境が損なわれるおそれがあり、併せて、本市に生息・生育する絶滅危惧種のクロツラヘラサギや国指定天然記念物のノカイドウをはじめ、様々な野生生物の多様性を保全していくことも課題となっています。

また、本市は、概ね良好な生活環境を維持していますが、今後も快適で健全な生活を営むために、自動車や工場等の排ガス対策、事業場の騒音・振動防止対策及び水資源の保全や適正利用をはじめとする健全な水環境の保全対策を推進していく必要があります。

これらの環境問題に対する関心や意識の向上を図るため、これまで、市やNPO等による環境講座、植林活動のほか、錦江湾クリーンアップ作戦やふれあいボランティアの日を中心とした市民による清掃活動などに取り組んできており、今後も市民一人ひとりが、人と環境との関わりについて理解を深め、環境に配慮した生活や行動をとることが求められます。

4 施策の現状

①2020年度施策の取組方針

- 自然保護意識の向上に繋がる環境学習等を実施する。
- 「緑の少年団」活動を支援することにより、「緑を愛し」「緑を守る」活動を通じて、自然を大切にすることの育成を図る。
- 造林補助事業等を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図る。
- 大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられたときは、迅速な実態把握に努めるとともに、関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。
- 空港周辺の騒音については、鹿児島空港周辺地域環境整備委員会の開催を通じ、航空機騒音対策等の進捗状況などに関して意見交換を行うとともに、空港周辺地域の生活環境の向上に資する取組を行う。
- 制度の周知を図り、合併処理浄化槽への転換をさらに促進する。
- 公共用水域において継続的な水質の調査・監視を行い、水質環境の保全に取り組む。
- 出前講座や環境学習会を開催し、霧島市生物多様性推進プランの重点施策の一つである生物多様性の保全に関する市民の意識向上を図る。
- 環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や環境美化モデル地区の指定による活動を通して環境保全意識の向上を図る。
- 錦江湾岸の市町全体で海岸清掃を実施することにより、錦江湾の豊かな自然環境を保全するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的に錦江湾クリーンアップ作戦を実施する。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

②2020年度取組方針の達成状況

- 出前講座(3回)や環境学習会(2回)を通して自然保護の重要性等について市民の意識向上が図られた。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動が制限された中、それぞれの少年団が可能な範囲で緑化活動等を実施し、自然を大切にすることの育成が図られた。
- 造林補助事業等を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施策に対し市費の上乗せ助成を行ったほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う木材価格の下落により収益に多大な影響を受けた林業事業者に対しても助成を行い、継続的な森林整備を促進することで、自然環境の保全を図った。また、適切な経営管理が行われていない森林については、森林経営管理制度に基づき、森林環境譲与税を活用した森林整備を実施し、健全な森林の育成に努めた。
- 市全体で大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が59件(2019(令和元)年度は58件)寄せられ、迅速な実態把握をし問題解決に向けた取組を行った。
- 令和2年10月2日に開催した鹿児島空港地域環境整備委員会における協議結果等を踏まえ、空調調和機器の更新限度回数拡大及び社会福祉施設等騒音対策補助金の新設を決定した。
- 135基の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽が合併処理浄化槽に転換された。
- 下水道工事により整備面積を3.2ha広げ、供用開始区域人口102人の増を図った。また、工事説明会等で住民に下水道の利用を促した。
- 河川等61地点で年2回の水質調査を実施したほか、30事業場(38地点)の排水についても調査し、水質状況の把握や事業場排水指導のデータとして活用した。
- 推進プランの重点施策でもある「カワゴケソウの保全活動」について、国分高校と連携しながら生息域調査と清掃活動を実施し、生物多様性に対する意識向上を図った。
- 68人の環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や4つの地区自治公民館の環境美化モデル地区指定による美化活動を通して、地域の環境美化と環境保全意識の向上が図られた。
- 大田小学校の児童を対象に、しいたけ駒打ち体験や木工教室などの森林環境教育を県と協働で実施し、林業の大切さや森林を守り育てる意識の醸成を図った。

5 2021年度施策の取組方針

- 引き続き、自然保護意識の向上に繋がる環境学習等を実施する。
- 引き続き、「緑の少年団」活動を支援することにより、「緑を愛し」「緑を守る」活動を通じて、自然を大切にすることの育成を図る。
- 造林補助事業等を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施策に対し市費の上乗せ助成を行うとともに、森林環境譲与税を活用した事業を積極的に展開し、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図る。
- 大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられたときは、これまでと同様に、迅速な実態把握に努めるとともに、関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。
- 空港周辺の騒音については、鹿児島空港周辺地域環境整備委員会の開催を通じ、航空機騒音対策等の進捗状況などに関して意見交換を行うとともに、引き続き、空港周辺地域の生活環境の向上に資する取組を行う。
- 補助制度や合併処理浄化槽のメリット等を周知する取組により、引き続き、合併処理浄化槽への転換を促進する。
- 公共用水域において水質の調査・監視を行い、引き続き、水質環境の保全に取り組む。
- 引き続き、「霧島市生物多様性推進プラン」に掲げた重点施策について取組を進めていく。
- 引き続き、環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や環境美化モデル地区の指定による活動を通して環境保全意識の向上を図る。
- 錦江湾岸の市町全体で海岸清掃を実施することにより、錦江湾の豊かな自然環境を保全するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的に錦江湾クリーンアップ作戦を実施する。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

6 2022年度施策の取組方針

- 自然保護意識の向上に繋がる環境学習等を引き続き実施する。
- 「緑の少年団」活動を支援することにより、「緑を愛し」「緑を守る」活動を通じて、自然を大切にすることの育成を図る。
- 造林補助事業等を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施策に対し市費の上乗せ助成を行うとともに、森林環境譲与税を活用した事業を積極的に展開し、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図る。
- 大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられた際は、これまで同様、迅速な実態把握に努めるとともに、関係者や関係機関と連携して問題解決に取り組む。
- 空港周辺の騒音については、鹿児島空港周辺地域環境整備委員会の開催を通じ、航空機騒音対策等の進捗状況などに関して意見交換を行うとともに、引き続き、空港周辺地域の生活環境の向上に資する取組を行う。
- 各種広報手段により合併処理浄化槽のメリットや補助制度の周知を図り、引き続き、合併処理浄化槽への転換を促進する。
- 公共用水域における定期的な水質の調査・監視を継続し、水質環境の保全に取り組む。
- 出前講座や環境学習会などの開催により、霧島市生物多様性推進プランの重点施策の一つである生物多様性の保全に関する市民の意識向上を図る。
- 環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や環境美化モデル地区の指定による活動を通して、引き続き、環境保全意識の向上を図る。
- 錦江湾岸の市町全体で海岸清掃を実施することにより、錦江湾の豊かな自然環境を保全するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的に錦江湾クリーンアップ作戦を実施する。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

政策体系	政策No.	2	基本事業名	自然環境の保全	基本事業 主担当課	環境衛生課 林務水産課
	施策No.	1				
	基本事業No.	1				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

森林が持つ水源かん養、二酸化炭素の吸収・固定、土砂災害の防止などの多面的な機能を維持・増進するため、森林を適切に管理するとともに、霧島市天降川等河川環境保全条例や関係法令等に基づき、錦江湾や河川等の水辺の自然を保全します。
また、各種事業の実施に当たっては、計画段階において、自然環境に与える影響を予測・回避し、自然環境の保全に努めます。
さらに、自然保護に関する各種行事や環境学習等を通して、市民や事業者の自然保護意識の向上を図ります。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- 市街地開発や所有者等の高齢化による森林・農地の荒廃、メガソーラー等の大規模な開発により自然環境が損なわれることが懸念される。
- 第二次霧島市環境基本計画の期間は2018(平成30)年度から2027(令和9)年度までの10年間であり、中間年である2022(令和4)年度に時点修正のための見直しを行うこととしている。また、大幅な社会情勢の変化等があった場合にも、必要に応じて随時見直しを行うこととしている。
- 本市の目指す環境像「人と環境が共生するまち霧島 ～豊かな自然と住みよい環境を次世代へ～」を達成し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくためには、市民、事業者、行政が一体となった取組が必要である。
- 市内景勝地等の公益的機能の高い松林について、松くい虫被害は毎年のように発生しているため、薬剤の樹幹注入や特別伐倒駆除(被害木を伐倒し、破碎・焼却)を行い、松くい虫による被害防止を図る必要がある。
- 緑の少年団は、2020(令和2)年度現在4団あるが、小学校の児童数自体が減少しているため、保護者の負担が増加しており、活動への支援がより重要となってくる。
- 民有林においては、収穫期を迎えた森林の皆伐が増加する中で再造林率は低迷しており、また、林業採算性の悪化等により森林所有者の施策意欲が低下している状況である。
- 市有林においては、民有林と同様に収穫期を迎えつつあり、適正に間伐、造林、下刈等を実施するとともに、作業路等の整備を進める必要がある。

3 2020年度基本事業の取組方針

- 10万本植林プロジェクトにより地域本来の植生による森林づくりを進めるとともに、2020(令和2)年度で本事業の計画期間が終了することから、この活動を通して得られた成果を2021(令和3)年度以降にどのような形で繋いでいくのか結論を出す。また、自然環境の保全に繋がる新たな事業導入について、検討を進める。
- 自然保護意識の向上に繋がる環境学習等を実施する。
- 景勝地等の公益的機能の高い松林について、計画的に松の樹幹注入や、松くい虫による被害木の伐倒・破碎・焼却を行うことで、被害拡大防止を図る。
- 「緑の少年団」活動を支援することにより、「緑を愛し」「緑を守る」活動を通じて、自然を大切にすることの育成を図る。
- 市有林の適正な管理を行うため、適切に間伐、造林、下刈等を実施するとともに、森林作業道等の整備を行う。
- 造林補助事業等を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図る。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

4 2020年度の取組達成状況

- 10万本植林プロジェクトでは、約240人の市民が参加し、2,200本の樹木を植林した。計画期間(10年間)の最終年であったことから、事業自体は終了するが、2021(令和3)年度から「植林地維持管理事業」として、NPO法人への委託により植林地の維持管理と、規模は縮小するものの、残地への植林を当面継続することとした。
- 出前講座は新型コロナウイルス蔓延の影響で3回に留まったが、環境学習会(2回)と合わせて、自然保護の重要性等について市民の意識向上が図られた。
- 市内景勝地等の松林について、94本の松に薬剤の樹幹注入を行い、松くい虫被害の防止に努めた。また、霧島地区においては、松くい虫による被害木40㎡を伐倒し、破碎・焼却することにより、被害の拡大を防止した。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動が制限された中、それぞれの少年団が可能な範囲で緑化活動等を実施し、自然を大切にすることの育成が図られた。
- 市有林の適正な管理を行うため、間伐(33.06ha)、下刈(23.45ha)、森林作業道の開設(5,260m)、皆伐・再造林の一貫作業(3.02ha)を実施した。
- 造林補助事業等を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施策に対し市費の上乗せ助成を行ったほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う木材価格の下落により収益に多大な影響を受けた林業事業者に対しても助成を行い、継続的な森林整備を促進することで、自然環境の保全を図った。また、適切な経営管理が行われていない森林については、森林経営管理制度に基づき、森林環境譲与税を活用した森林整備を実施し、健全な森林の育成に努めた。
- 大田小学校の児童を対象に、しいたけ駒打ち体験や木工教室などの森林環境教育を県と協働で実施し、林業の大切さや森林を守り育てる意識の醸成を図った。

5 2021年度基本事業の取組方針

- 座学と植林をセットにした出前講座や市内全小学校を対象にした育苗事業の実施などの新たな事業を展開することにより自然環境の保全に繋げる。また、10万本植林プロジェクトについては、10年間の活動で培った成果を広く周知し、市民の環境保全意識の向上を図る。
- 引き続き、自然保護意識の向上に繋がる環境学習等を実施する。
- 景勝地等の公益的機能の高い松林について、計画的に松の樹幹注入や、松くい虫による被害木の伐倒・破碎・焼却を行うことで、被害拡大防止を図る。
- 「緑の少年団」活動を支援することにより、「緑を愛し」「緑を守る」活動を通じて、自然を大切にすることの育成を図る。
- 市有林の適正な管理を行うため、適切に間伐、造林、下刈等を実施するとともに、森林作業道等の整備を行う。
- 造林補助事業等を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施策に対し市費の上乗せ助成を行うとともに、森林環境譲与税を活用した事業を積極的に展開し、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図る。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

6 2022年度基本事業の取組方針

- 座学と植林をセットにした出前講座の開催や、10万本植林プロジェクト、植林地維持管理事業による活動成果を広く周知し、市民の環境保全意識の向上を図る。
- 自然保護意識の向上に繋がる環境学習等を引き続き実施する。
- 景勝地等の公益的機能の高い松林について、計画的に松の樹幹注入や、松くい虫による被害木の伐倒・破碎・焼却を行うことで、被害拡大防止を図る。
- 「緑の少年団」活動を支援することにより、「緑を愛し」「緑を守る」活動を通じて、自然を大切にすることの育成を図る。
- 市有林の適正な管理を行うため、適切に間伐、造林、下刈等を実施するとともに、森林作業道等の整備を行う。
- 造林補助事業等を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施策に対し市費の上乗せ助成を行うとともに、森林環境譲与税を活用した事業を積極的に展開し、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図る。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

政策体系	政策No.	2	基本事業名	大気・音環境の保全	基本事業 主担当課	環境衛生課 地域政策課
	施策No.	1				
	基本事業No.	2				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

大気汚染物質や騒音の測定結果を的確に把握し、必要に応じ、関係機関へ改善要請を行うなどの保全対策を講じるとともに、工場や事業場から発生する悪臭・騒音・振動については、法令に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。
また、大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられた場合には、迅速な実態把握に努め、実情に応じて適切に対応します。
さらに、市が管理する焼却施設などの適正な維持管理に努め、大気汚染物質等の排出抑制を図ります。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- 大気については、県が実施している測定結果に基づき改善要請を行っている。
- 騒音については、航空機騒音や自動車騒音は測定結果に基づき関係機関へ要請を行っている。工場・事業場等から発生する騒音については、法令に基づき、規制基準の周知を行っているほか、苦情に対する適切な指導を行っている。
- 現在、麓共同利用施設2階に設置している航空機騒音監視装置について、国は、2021(令和3)年度中に適地調査を行い、2022(令和2)年度中に当該監視装置を移設する予定である。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2021(令和3)年6月1日現在、定期便4路線はもとより国際チャーター便を含め全ての路線が運休している。
- 自動車騒音は概ね5年に1度測定する。本市は2020(令和2)年度に測定したため、次回は2025(令和7)年度に実施予定である。
- 臭気の規制方法については、2015年10月から、人間の嗅覚を用いての程度の判断する臭気指数規制により実施している。

3 2020年度基本事業の取組方針

- 大気汚染物質や航空機騒音については、県が実施する測定結果の把握や5年に1度実施する自動車騒音測定等により、生活環境に変化がないか監視を行う。
- 大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられたときは、迅速な実態把握に努めるとともに、関係者や関係機関と連携して問題解決に取り組む。
- 空港周辺の騒音については、鹿児島空港周辺地域環境整備委員会の開催を通じ、航空機騒音対策等の進捗状況などに関して意見交換を行うとともに、空港周辺地域の生活環境の向上に資する取組を行う。

4 2020年度の取組達成状況

- (大気汚染物質及び航空機騒音については実績値未把握(7月下旬)2020(令和2)年度に実施した自動車騒音測定の結果については、住居等戸数は2015(平成27)年度に比べて全体で大幅に増えた(585戸→964戸)にもかかわらず、基準値以下の割合に大きな変化は見られなかった(99.1%→99.5%)。
- 市全体で大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が59件(2019(令和元)年度は58件)寄せられ、迅速な実態把握をし問題解決に向け取組を行った。
- 2020(令和2)年10月2日に開催した鹿児島空港地域環境整備委員会における協議結果等を踏まえ、空調和機器の更新限度回数拡大及び社会福祉施設等騒音対策補助金の新設を決定した。

5 2021年度基本事業の取組方針

- 大気汚染物質や航空機騒音については、引き続き、県が実施する測定結果を的確に把握し、生活環境に変化がないか監視を行う。
- 大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられたときは、これまでと同様に迅速な実態把握に努めるとともに、関係者や関係機関と連携して問題解決に取り組む。
- 空港周辺の騒音については、鹿児島空港周辺地域環境整備委員会の開催を通じ、航空機騒音対策等の進捗状況などに関して意見交換を行うとともに、引き続き、空港周辺地域の生活環境の向上に資する取組を行う。

6 2022年度基本事業の取組方針

- 大気汚染物質や航空機騒音については、引き続き、県が実施する測定結果を的確に把握し、生活環境に変化がないか監視を行う。
- 大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられたときは、これまでと同様に、迅速な実態把握に努めるとともに、関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。
- 空港周辺の騒音については、鹿児島空港周辺地域環境整備委員会の開催を通じ、航空機騒音対策等の進捗状況などに関して意見交換を行うとともに、引き続き、空港周辺地域の生活環境の向上に資する取組を行う。

政策体系	政策No.	2	基本事業名	水環境の保全	基本事業 主担当課	環境衛生課 下水道工務課
	施策No.	1				
	基本事業No.	3				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

下水道整備や合併処理浄化槽の普及推進・適正管理など、地域の実情に応じた排水処理を推進するとともに、家庭で実践できる生活排水対策などの普及啓発に取り組みます。

また、水質汚濁防止法等に基づき、関係機関と連携し、工場・事業場の適正な排水処理を推進します。
さらに、霧島市水資源保全条例に基づき、水資源の適切な管理を実施します。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■第二次霧島市環境基本計画の期間は2018(平成30)年度から2027(令和9)年度までの10年間であり、中間年である2022(令和4)年度に時点修正のための見直しを行うこととしている。また、大幅な社会情勢の変化等があった場合にも、必要に応じて随時見直しを行うこととしている。

■2019(令和元)年度末時点の汚水処理人口普及率は、国、県の平均をいずれも下回っている。

■2017(平成29)年4月に制定した霧島市水資源保全条例により、外国資本等の森林買収による水資源の取水・枯渇等の防止が図られている。

3 2020年度基本事業の取組方針

- 制度の周知を図り、合併処理浄化槽への転換をさらに促進する。
- 出前講座や環境学習会等を通じて家庭でできる生活排水対策等について啓発を行う。
- 公共用水域において継続的な水質の調査・監視を行い、水質環境の保全に取り組む。

4 2020年度の取組達成状況

- 135基の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽が合併処理浄化槽に転換された。
- 下水道工事により整備面積を3.2ha広げ、供用開始区域人口102人の増を図った。また、工事説明会等で住民に下水道の利用を促した。
- 生活排水対策に関する出前講座には応募がなかったため開催できなかったが、環境パネル展を通じて家庭でできる生活排水対策や合併処理浄化槽のメリット等について啓発を行った。
- 河川等61地点で年2回の水質調査を実施したほか、30事業場(38地点)の排水についても調査し、水質状況の把握や事業場排水指導のデータとして活用した。

5 2021年度基本事業の取組方針

- 補助制度や合併処理浄化槽のメリット等を周知する取組により、引き続き、合併処理浄化槽への転換を促進する。
- 出前講座や環境学習会等を通じて、引き続き、家庭でできる生活排水対策等について啓発を行う。
- 公共用水域において水質の調査・監視を行い、引き続き、水質環境の保全に取り組む。

6 2022年度基本事業の取組方針

- 各種広報手段により合併処理浄化槽のメリットや補助制度の周知を図り、引き続き、合併処理浄化槽への転換を促進する。
- 出前講座や環境学習会等を通じて家庭でできる生活排水対策等について啓発を行う。
- 公共用水域において継続的な水質の調査・監視を行い、水質保全に関する施策の推進に活用する。

政策体系	政策No.	2	基本事業名	生物多様性の保全	基本事業 主担当課	環境衛生課
	施策No.	1				
	基本事業No.	4				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

文化財保護法などの関係法令等に基づき、天然記念物や希少な野生生物の保全を図るため、希少野生生物の生息・生育状況の把握に努めるとともに、有効な保全対策を推進します。
また、シカ等の有害鳥獣による生態系への影響を軽減するため、国や県と連携し、中山間地域における有害鳥獣の適正個体数の管理に努めるとともに、外来生物の適切な飼育や栽培方法を周知・啓発します。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■大規模開発や所有者等の高齢化による森林・農地の荒廃、外来生物の移入等による野生生物の生息・生息域の減少、消滅などが懸念される。
■霧島市生物多様性推進プランは2014(平成26)年3月に策定され、計画期間を第一次霧島市環境基本計画に合わせた2017(平成29)年としていたが、本市の生物多様性の状況に大きな変化が見れないことから、2017(平成29)年での見直しは行わず2022(令和4)年度まで延長することとした。(長期的な計画期間を2050(令和32)年としている)
■第二次霧島市環境基本計画の期間は2018(平成30)年度から2027(令和9)年度までの10年間であり、中間年である2022(令和4)年度に時点修正のための見直しを行うこととしている。また、大幅な社会情勢の変化等があった場合にも、必要に応じて随時見直しを行うこととしている。

3 2020年度基本事業の取組方針

■出前講座や環境学習会を開催し、生物多様性の保全に関する市民の意識向上を図る。
■霧島市生物多様性推進プランの重点施策の一つ「カワゴケソウの保全活動」については、自治総合センターの補助制度を活用し、国分高校と連携して、モニタリング調査や清掃活動に取り組む。
■キリンマツツジについては、所有者の協力を得たオープンガーデンや写真展を開催し知名度の向上を図る。

4 2020年度の取組達成状況

■生物多様性の保全に関する出前講座は応募がなく開催機会がなかったが、環境学習会を2回開催し、市民意識の向上に取り組んだ。
■推進プランの重点施策でもある「カワゴケソウの保全活動」について、国分高校と連携しながら生息域調査と清掃活動を実施し、生物多様性に対する意識向上を図った。
■所有者の協力のもと、オープンガーデン及び写真展を開催し、キリンマツツジの知名度向上を図った。

5 2021年度基本事業の取組方針

■引き続き、出前講座や環境学習会を開催し、霧島市生物多様性推進プランの重点施策の一つである生物多様性の保全に関する市民の意識向上を図る。
■引き続き、「霧島市生物多様性推進プラン」に掲げた重点施策について取組を進めていく。
■キリンマツツジについては、引き続き、所有者の協力を得たオープンガーデンや写真展を開催し知名度の向上を図る。

6 2022年度基本事業の取組方針

■出前講座や環境学習会を引き続き開催し、霧島市生物多様性推進プランの重点施策の一つである生物多様性の保全に関する市民の意識向上を図る。
■引き続き、「霧島市生物多様性推進プラン」に掲げた重点施策について取組を進めていく。
■キリンマツツジについては、引き続き所有者へ協力を依頼し、オープンガーデンや写真展を開催することにより知名度の向上を図る。

政策体系	政策No.	2	基本事業名	環境保全意識の向上	基本事業 主担当課	環境衛生課
	施策No.	1				
	基本事業No.	5				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

環境学習の事例集やプログラム等の作成を通じ、学校における環境学習の基盤を整備するとともに、霧島市環境美化・河川環境保全推進員等と連携し、環境問題に関する知識を持った人材(環境学習ボランティア)の発掘・育成に努め、社会教育や学校教育の場において積極的に活用します。

また、アダプト制度や環境イベントの開催等を通じて、NPO等の活動の場を提供するとともに、環境保全活動の内容を広く紹介することにより、市民の関心と理解を深めます。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■経済発展や技術発展により快適で大変便利な生活になった一方で、大気汚染や水質汚濁などの公害問題から、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に至るまで、様々な環境問題が生じている。

■2018(平成30)年3月に策定した第二次霧島市環境基本計画の中で、新たに環境保全に取り組む人づくりを重点施策に掲げ、具体的な取組事項の一つとして市民の環境保全意識の向上に取り組むこととしている。

■美化活動や環境について学習する機会として、アダプト制度や錦江湾クリーンアップ作戦などを行っている。

3 2020年度基本事業の取組方針

■出前講座や環境学習を通して市民の環境保全意識の向上を図る。また、学校版環境ISOの導入について、2019(令和元)年度の検討結果を踏まえ、具体的な実施方法等について検討を行う。

■河川や道路及び海岸の地域の美化活動に積極的に取り組む団体や事業者の活動に対して、アダプト制度にて支援を行うことで、地域の環境保全と環境保全意識の向上を図る。

■環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や環境美化モデル地区の指定による活動を通して環境保全意識の向上を図る。

■錦江湾岸の市町全体で海岸清掃を実施することにより、錦江湾の豊かな自然環境を保全するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的に錦江湾クリーンアップ作戦を実施する。

■持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

4 2020年度の取組達成状況

■各種出前講座(3回)や環境学習(2回)、環境パネル展等を通して市民の環境保全意識の向上に取り組んだ。

■河川アダプト制度については159団体、道路アダプト制度については76団体に対して支援を行ったことにより、地域美化活動が促進されるとともに環境保全意識の向上が図られた。

■68人の環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や9つの地区自治公民館の環境美化モデル地区指定による美化活動を通して、地域の環境美化と環境保全意識の向上が図られた。

■小浜海岸、福山港周辺海岸で錦江湾クリーンアップ作戦を実施し、合計606人の市民・各種団体等が参加した。(国分下井海岸は荒天のため中止)。

■大田小学校の児童を対象に、しいたけ駒打ち体験や木工教室などの森林環境教育を県と協働で実施し、林業の大切さや森林を守り育てる意識の醸成を図った。

5 2021年度基本事業の取組方針

■出前講座や環境学習を通して市民の環境保全意識の向上を図る。また、学校版環境ISOの導入について、2020(令和2)年度の検討結果を踏まえ、関係課と実施時期等の協議を行う。

■河川や道路及び海岸の地域の美化活動に積極的に取り組む団体や事業者の活動に対して、引き続き、アダプト制度にて支援を行うことで、地域の環境保全と環境保全意識の向上を図る。

■引き続き、環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や環境美化モデル地区の指定による活動を通して環境保全意識の向上を図る。

■錦江湾岸の市町全体で海岸清掃を実施することにより、錦江湾の豊かな自然環境を保全するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的に錦江湾クリーンアップ作戦を実施する。

■持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

6 2022年度基本事業の取組方針

■出前講座や環境学習を通して市民の環境保全意識の向上を図る。また、学校版環境ISOの導入について、実施時期や実施方法など、より具体的に取組内容の検討を進める。

■河川や道路及び海岸の地域の美化活動に積極的に取り組む団体や事業者の活動に対して、引き続き、アダプト制度にて支援を行うとともに参加団体の増加に取り組み、地域の環境保全と環境保全意識の向上を図る。

■引き続き、環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や環境美化モデル地区の指定による活動を通して環境保全意識の向上を図る。

■錦江湾岸の市町全体で海岸清掃を実施することにより、錦江湾の豊かな自然環境を保全するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的に錦江湾クリーンアップ作戦を実施する。

■持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。